

中小企業生産性革命推進事業
事業承継・M&A 補助金
PMI 推進枠【事業統合投資類型】

【公募要領】

12 次 公 募

Ver.1.0

2025 年 7 月
事業承継・M&A 補助金事務局

【注意】

- 本公募要領は、中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金(12 次公募)における、PMI 推進枠の事業統合投資類型について記載されたものである。
- 交付決定された場合においても、委託先・外注先等との契約上の不備、相見積の未取得や取得上の不備、支払方法や支払者の不備等、実績報告の内容によっては、交付額が減額される場合があるため、留意すること。
- 廃業・再チャレンジ枠と併用にて申請する場合は、PMI 推進枠事業統合投資類型として申請すること。

※ 本補助金の申請には、「GビズID」のうち、gBizIDプライムアカウントの取得が必要となる。取得未了の方は、速やかに、gBizIDプライムアカウント取得手続を行うこと。(gBizIDプライムアカウントの申請・発行には1週間から2週間程度必要。また、混雑時は3週間程度必要となるため、留意すること。)

【補助金公募への申請を行うにあたり】

事業承継・M&A 補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき実施しており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、当然ながら、補助金に係る不正行為に対して厳正に対処する。

今後、事業承継・M&A 補助金事務局(以下、「事務局」という。)に対し申請を行う者は、下記のほか、交付規程及び公募要領等を熟読のうえ、規定された内容を十分に理解して、正しく申請を行い、補助金を受給すること。

記

1. 申請者は、如何なる理由があっても、事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
2. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
3. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年 10.95%の利率)を加えた額を返還させることになる。併せて、事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
4. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

目次

1. 事業名称	5
2. 事業の目的	5
3. 事業実施スキーム	5
4. 支援類型について	6
5. 補助対象者	6
6. 補助対象事業	10
6.1. 補助対象となる M&A の要件	10
6.2. 補助対象となる事業統合投資の要件	12
7. 申請単位	14
8. 補助事業期間	15
9. 補助対象経費	15
10. 補助上限額、補助率等	16
11. 事業の流れ	18
12. 申請	19
12.1. 電子申請	19
12.2. jGrants について	19
12.3. 申請までの流れ	20
13. 本公募に係る申請期間	22
13.1. 情報開示期	22
13.2. 申請受付期間	22
13.3. 申請方法	22
14. 必要書類	22
14.1. 公募時に必要な書類	22
14.1.1. 共通して必要な書類	22
14.1.2. 該当する場合に必要な書類	25
15. 審査・選考	28
15.1. 審査について	28
15.2. 加点事由について	28
16. 採択及び交付決定	31
16.1. 採択及び交付決定の通知	31
16.2. 交付決定後の注意	31
17. 事業完了・補助金の交付	32
17.1. 補助金の交付	32
17.2. 補助金交付後の補助事業者の義務	32
18. 反社会的勢力との関係が判明した場合	34
19. その他	35
20. 中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー	37

21. 問い合わせ先	42
21.1. 本補助金のホームページ	42
21.2. 本補助事業のお問い合わせ先	42
21.3. その他	42

1. 事業名称

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金
PMI 推進枠(事業統合投資類型)

2. 事業の目的

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金(以下、「本補助金」という。)は、中小企業者及び個人事業主(以下、中小企業者と個人事業主を総称して「中小企業者等」という。)が事業承継、事業再編及び事業統合を契機とした取り組みを行う事業等(以下、「本事業」という。)について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、生産性向上による我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

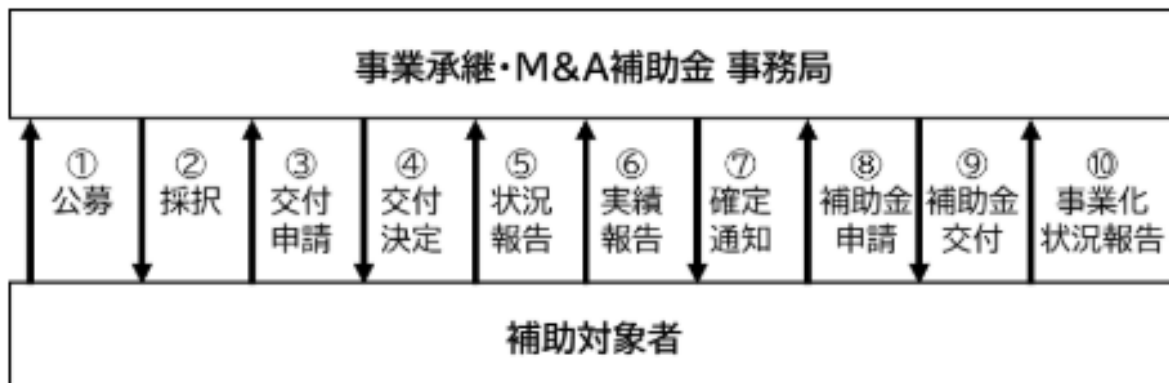
本事業のうち、事業再編・事業統合に伴う中小企業者等の経営統合に関する取り組みに要する経費の一部を補助する事業として、本公募要領においては、PMI 推進枠における「事業統合投資類型」(以下、「本補助事業」という。)について定める。

なお、PMI 推進枠(PMI 専門家活用類型)については、別に定める公募要領によるものとする。

※ 本補助金の対象となる事業の実施に当たっては、国が行う補助事業と同様に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)の規定が適用される。

3. 事業実施スキーム

本補助事業の実施スキームは以下のとおりとする。



4. 支援類型について

本補助事業は、中小企業者等の事業再編・事業統合に伴う統合等 (PMI) を促進するという観点のもと、以下の類型(「事業統合投資類型」)を対象とする。

事業統合投資類型

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受けた又は譲り受ける予定であって、統合効果 (PMI) の最大化を図り、生産性向上を目的とする設備投資等を行う中小企業等を支援する類型。

※専門家活用枠(買い手支援類型)と同一公募回での申請は不可とする

※PMI 推進枠のうち、PMI 専門家活用類型(単独申請)との同一公募回での申請は不可とする

5. 補助対象者

本補助事業の補助対象者は、以下の(1)～(14)の要件を満たし、かつ後述する「6.補助対象事業」の要件を満たす中小企業者等とする。

※ 中小企業者等の要件については、後述の【対象となる中小企業者等】を参照。

※ 共同申請については、後述の「7. 申請単位」を参照。

(1) 補助対象者は、日本国内に拠点又は居住地を置き、日本国内で事業を営む者であること。

※ 法人の場合は、申請時点で設立登記および 3 期分の決算及び申告が完了していること。

※ 個人事業主は、「個人事業の開業届出書」並びに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出した日付から 5 年が経過しており、税務署に提出した確定申告書 B と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。(税務申告・届出を電子で行っている場合は、受付が確認できる「メール詳細」または「受信通知」(受付結果)を追加で提出。「メール詳細」または「受信通知」(受付結果)がない場合は、「納税証明書[その 2]所得金額の証明書」又は「課税証明書(所得金額の記載のあるもの)」も追加で提出)

※ 外国籍の者は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」の項目が明記された住民票を添付すること。

(2) 補助対象者は、地域経済に貢献している中小企業者等であること。地域の雇用の維持、創出や地域の強みである技術、特産品で地域を支える等、地域経済に貢献している(または貢献する予定の)中小企業者等であること。

※ 地域経済に貢献している例

- ・ 地域の雇用の維持、創出等により地域経済に貢献している。
- ・ 所在する地域又は近隣地域からの仕入(域内仕入)が多い。
- ・ 地域の強み(技術、特産品、観光、スポーツ等)の活用に取り組んでいる。
- ・ 所在する地域又は近隣地域以外の地域への売上(域外販売)が多い(インバウンド等による域内需要の増加に伴う売上も含む)。
- ・ 新事業等に挑戦し、地域経済に貢献するプロジェクトにおいて中心的な役割を担っている。
- ・ 上記によらずその他、当該企業の成長が地域経済に波及効果をもたらし、地域経済の活性化に

つながる取組を行っている。

- (3) 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有しないこと。なお、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- (4) 補助対象者は、法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (5) 補助対象者は、補助事業完了後の事業化状況報告等を期限までに提出すること。
- (6) 補助対象者は、本公募要領等に違反しないこと。
- (7) 補助対象者は、事務局から質問及び追加資料等の依頼があった場合は適切に対応すること。
- (8) 補助対象者は、事務局が必要と認めるときは、事務局が補助金の採否、交付ほか各種事務局による承認及び結果通知に係る事項につき修正を加えて通知することに同意すること。
- (9) 補助対象者は、補助金の返還等の事由が発生した際、申請その他本補助金の交付にあたり負担した各種費用について、いかなる事由においても事務局が負担しないことについて同意すること。
- (10) 補助対象者は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。
- (11) 補助金申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた個人情報を含む全ての情報は、事業実施や効果的な政策立案、経営支援等(申請者への各種情報提供等)のために、事務局から国及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合や、その他本公募要領に記載された利活用をされる場合があるため、本申請を行うことにより、本データ利用について同意すること。
尚、本補助金の審査にあたっては、中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用する。また、効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報についても、中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有することに同意すること。
- (12) 申請時点から過去 18 ヶ月の間において、中小企業庁が所管する補助金※に申請した内容について、賃上げ加点の要件等が未達成の場合、正当な理由が認められない限り大幅に減点されることを了承した上で申請すること。

※令和7年7月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(第17次公募以降)、サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金2024公募以降)、小規模事業者持続化補助金(第15回公募以降)、事業承継・M&A補助金(第8次公募以降)、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)(令和6年度公募以降)、事業再構築補助金(第12回公募以降)、(中小企業省力化投資補助事業(第1回公募以降)を含む)

- (13) 事務局が求める補助対象事業に係る調査やアンケート等に協力できること。
- (14) 過去の「経営資源引継ぎ補助金」又は「事業承継・引継ぎ補助金」の補助金受給者においては、期日までに事業化状況報告を適切に実施していること(事業化状況報告の実施義務が生じているにも関わらず、当該報告を提出しなかった者は対象外とする)。

【対象となる中小企業者等】

中小企業基本法第 2 条に準じて、以下のとおり本補助金における中小企業者等を定義する。

業種分類	定 義
製造業その他(注 1)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
サービス業(注 2)	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主

(注1) ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下

(注2) ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下、旅館業は資本金 5 千万円以下又は従業員 200 人以下

※資本金(出資金)又は従業員の基準を満たせば、医者(個人開業医)、農家(会社法上の会社又は有限会社である農業法人)、農家(個人農家)は中小企業者等に含むものとする。

【該当者は、「6.2.補助対象となる事業統合投資の要件」【その他補助対象事業の要件】3.を確認の上、対象事業に留意すること】

※ ただし、次のいずれかに該当する中小企業者等は除く。

対象外となる中小企業者等	
1	資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される法人。
2	申請時において、確定している(申告済みの)直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小企業者等。
3	下記(ア)から(オ)に該当する中小企業者(みなし大企業)でないこと。 (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業※が所有している中小企業者。 (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。 (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。 (エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(ア)から(ウ)に該当する中小企業者等が所有している中小企業者。 (オ) (ア)から(ウ)に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者。 ※「大企業」とは、上記の<中小企業者の定義>に規定する中小企業者、及びこれに準じる組合以外の者。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上記の<中小企業者の定義>の数字を超えている場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても、大企業とみなします。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記の「みなし大企業」の規定を適用しません。 ・ 「中小企業投資育成株式会社法」(昭和 38 年法律第 101 号)に規定する中小企業投資育成株式会社 ・ 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(平成 10 年法律第 90 号)に規定する投資事業有限責任組合 ・ 銀行法に規定する特定子会社(以下、投資専門会社と呼ぶ)が株式を保有する、銀

	行法及び銀行法施行規則に規定する、代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社(以下、事業承継会社と呼ぶ) ※ 当該規程に準じる場合を含む。 ・ 事業承継会社が株式を保有する法人
4	下記に該当する中小企業者(みなし同一法人)でないこと。 親会社が議決権の 50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められません。また、親会社が議決権 50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められません。なお、個人が複数の会社それぞれの議決権を 50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の 50%超を有する子会社が、議決権の 50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の 50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方に基づき、同一法人とみなします。加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社の申請しか認められません。補助金を目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められません。 ※承継者が議決権の 50%超を有する被承継者(対象会社)と共同申請することは可能であり、本規定は当該申請を妨げるものではありません。
5	下記に該当する法人、団体等。 社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)、及び法人格のない任意団体

【小規模企業者の定義】

業種分類	定義
製造業その他	従業員の数が 20 人以下の会社及び個人事業主
商業・サービス業	従業員の数が 5 人以下の会社及び個人事業主
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員の数が 20 人以下の会社及び個人事業主

※「商業」とは、卸売業・小売業を指す。

6. 補助対象事業

「5.補助対象者」に該当する中小企業者等による、事業再編・事業統合を伴う M&A 後の PMI を補助対象事業とすることから、下記の「6.1.補助対象となる M&A の要件」、「6.2.補助対象となる事業統合投資の要件」をいずれも満たすことが必要となる。

6.1. 補助対象となる M&A の要件

M&A とは、「Mergers(合併) and Acquisitions(買収)」の略称であり、我が国では、広く、会社法の定める組織再編(合併や会社分割)に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む、各種手法による事業の引継ぎ(譲り渡し・譲り受け)をいう。

本補助金における PMI の対象となる M&A は、以下 2 つの要件を満たすものであることとする。

【要件 1】

経営資源を譲り渡す者(以下、「被承継者」という。)と経営資源を譲り受ける者(以下、「承継者」という。)の間で事業再編・事業統合が実施された(注 1)のものとする。

なお、承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない(例:事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等)と事務局が判断した場合は補助対象外とする。

(注1) 公募申請時点で対象 M&A の最終契約が締結されており、交付申請時点でクロージングが完了されているものを要件とする。また、当公募回の公募申請期日時点で M&A のクロージング日から 1 年を超えていないことを要件とする。

本補助金におけるクロージングとは「最終契約書に基づく M&A 取引が実行され、株式や事業等の引渡し手続きと、譲渡代金の支払手続き(決済手続き)等により、経営権や所有権等の移転が完了すること。」と定義する(但し、最終契約書において異なる定義が規定されている場合は、同規定も勘案するものとする)。

【承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合が行われたとみなされない例】

- ・ グループ内の事業再編に相当する場合
- ・ 物品・不動産等のみの売買に相当する場合(注2)
- ・ 親族間の事業承継に相当する場合
- ・ 被承継者又は被承継者の株主と承継者との関係が本人または同族関係者である場合(同族関係者の定義は、法人税施行令第四条を適用)
- ・ 被承継者又は対象会社と承継者との関係が支配関係のある法人である場合(支配関係の定義は、法人税法第二条十二の七の五を適用)
- ・ 事業再編・事業統合の後に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数にならない場合(吸収分割、事業譲渡の場合は除く)
- ・ 事業再編・事業統合の前に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数の場合
- ・ 株式譲渡後において、譲渡後に承継者が保有する被承継者(対象会社)の議決権が過半数に満たない場合
- ・ 事業譲渡における譲渡価格が0円(無償)である取引や、株式譲渡における株価1円であ

る取引等のうち、取引価格の合理性が確認できない場合

- ・ 事業譲渡において、有機的・一体的な経営資源（設備、従業員、顧客等）の引継ぎが行われていない場合
- ・ 休眠会社や、事業の実態がない状態の会社におけるM&A等
- ・ 開業直後の事業主からの事業譲渡等において、その正当性が確認できない場合
- ・ 上記各事例の他、事業再編・事業統合が行われたことを客観的に確認できない場合

(注2) 日本標準産業分類上の分類とする。M&A 対象事業の業種が不動産業の場合は、原則として常時使用する従業員(注3)1名以上の引継ぎが行われること。また、不動産業以外の業種においても、常時使用する従業員 1 名以上の引継ぎが行われていない場合は、本補助金の M&A の要件を満たさないと事務局が判断する可能性があるため、留意すること。

(注3) 労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。なお、役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解される。

【要件 2】

承継者と被承継者の間で、M&A 成立前に承継者によるデュー・ディリジェンス(DD)が実施されていること。DD が実施されていない M&A の場合は本補助事業の対象外となるので注意すること。

6.2. 補助対象となる事業統合投資の要件

M&A 成立後の一定期間内に M&A の目的を実現させ、統合効果(PMI)の最大化を図ることで生産性向上を目的とする投資(事業統合投資)を対象事業とする。

※PMI 過程における統合作業に伴う投資に加え、統合効果最大化のために実施する設備投資等を対象とする。

尚、PMI 推進枠における PMI(Post-Merger Integration)とは、M&A 成立後の一定期間内に行う経営統合作業を指し(狭義の PMI)、M&A の目的を実現させ、統合の効果を最大化するために必要なプロセスと位置付けられている。

PMI プロセスにおける段階を区別するために、中小企業庁が定める「中小 PMI ガイドライン」では、便宜的に下記のとおり各段階を称することとしており、本補助金においても下記の定義を採用する。

<(中小)PMI (広義の PMI)>

呼称	対象となる取組	対象期間
①“プレ”PMI	M&A 成立前における PMI に関連する取組	—
②PMI(狭義の PMI)	M&A 成立後から一定期間(1 年程度)における PMI の取組	○
③“ポスト”PMI	上記②の後に継続する PMI の取組	—

本補助金で補助対象事業となる事業統合投資は上記の②PMI に資する取組として、補助事業期間(下記「9. 補助事業期間」において定義する。)において、事業統合投資に係る事業者と補助対象者の間で契約が締結された上で、統合の効果を最大化するための投資が実施される予定であることとする。

【要件】

1. 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、統合効果(PMI)の最大化を図り、生産性の向上を目的とする設備投資等が実施されること
2. 設備投資等を実施することにより、ディスシナジー(=投資しないことによって生まれる非効率)の解消やコストシナジーの創出が見込まれること。
3. M&A のクロージング後、1 年以内に実施する取組みであること。
※当公募回の公募申請期日時点で M&A のクロージング日から 1 年を超えていないことを要件とする。
4. 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。

(実施例)

- 工場、製造ライン、物流等サプライチェーンの統合に係る設備導入、及び導入のための工事
- 業務統合・効率化を目的としたシステムの導入・最適化等
- 販路の拡大・開拓に向けた看板、ロゴデザイン等の統一、告知物の制作など

【補助対象とならない事業統合投資の要件】

士業等の専門家を活用した PMI の実施は補助対象外とする(PMI 推進枠(PMI 専門家活用類型)の対象として検討すること)。

【その他補助対象事業の要件】

補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。

1. 公序良俗に反する事業
2. 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条において規定される各営業を含む)
3. 国(独立行政法人を含む)及び地方自治体の他の補助金、助成金等を活用する事業
※次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。
 - ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国(独立行政法人等を含む)及び地方自治体が助成する他の制度(補助金、委託事業等)と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合
 - ・ 国(独立行政法人等を含む)及び地方自治体が助成する他の制度(補助金、委託事業等)で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合や、公的医療保険及び介護保険からの診療報酬及び介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある場合

【3.該当時における、公募申請時の留意点】

上記「3.国(独立行政法人を含む)及び地方自治体の他の補助金、助成金等を活用する事業」との重複可能性がある事業者においては、公募申請時の提出書類において、当補助金の補助対象事業が重複に相当しない旨を明確に記述の上、その根拠を疎明すること。

特に、公的医療保険及び介護保険からの診療報酬及び介護報酬、固定価格買取制度等(以下、「報酬事業等」という。)との重複がある場合において、補助対象となる設備等が、報酬事業等とは別の事業において活用されることが明確に確認できないと事務局が判断した場合は採択とならないため、留意すること。

7. 申請単位

本補助金公募への申請は、補助対象者及び補助対象経費を負担する者、並びに補助対象経費に係る契約主体となる者が行う。

承継者による申請を原則とする。ただし、株式譲渡等において譲り受けた対象会社(子会社)における事業統合投資費用を当該子会社が負担する場合には、承継者たる法人(親会社)との共同申請を実施すること。

補助対象者	M&A の形態	公募申請 類型番号	備考	jGrants 申請 フォーム番号
承継者(法人) (注 1)	株式譲渡 第三者割当増資 株式交換 吸収合併 吸収分割 事業譲渡(注 4)	1	承継者たる申請 者が事業統合投資 費用を負担する 場合	6
承継者(個人事業主) (注 2)	事業譲渡(注 4)	2	—	7
承継者(注 1) + 被承継者(注 3)	株式譲渡 株式交換	3	株式を取得した対 象会社(子会社) が事業統合投資 費用を負担する 場合	8

(注1) 公募への申請時点で、3 期分の決算及び申告が完了していない法人は対象外とする。

(注2) 申請日時点で、「個人事業の開業届出書」並びに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出した日付から 5 年が経過していない個人事業主は対象外とする。

(注3) 共同申請の場合

(注4) 被承継者が法人又は個人事業主であること。

※ 同一の者による複数の申請は不可とし、申請は原則 1 申請のみとする。

※ 申請者が異なる場合であっても、同一又は類似の補助対象事業であり、代表者又は支配株主が同一である申請者による複数の申請は不可とする。

※ 「廃業・再チャレンジ枠」との併用申請が可能。なお、「廃業・再チャレンジ枠」と併用申請する場合は本補助事業への上乗せという扱いになるため、「廃業・再チャレンジ枠」への別途の申請は不要である。

8. 補助事業期間

本補助事業における補助事業期間は、2025 年 10 月（下旬予定）から 12 か月以内を想定している。詳細は、採択後の交付申請時の手引書等で確認すること。

9. 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要となる経費のうち、以下の①～③の全ての要件を満たすものであって、事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となる。

- ①使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費（注 1）
- ③補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

（注 1）補助対象経費の契約・発注が交付決定日以降かつ補助事業期間の間であり、支払いまでが同期間内に完了している経費であること。

【補助対象経費の該当可否（契約等の時期別）】

ケース	実施時期			補助対象 経費 該当可否
	採択後、 補助事業期間 開始前	補助事業期間	補助事業期間 終了後	
①	見積	発注・納品・検収・請求・支払		○
②		見積・発注・納品・検収・請求・支払		×
③		見積・発注	納品・検収・請求・支払	×

※「検収」とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為である。検収行為は必ず補助事業期間内に実施する必要がある。

※ 補助対象経費の概要は以下のとおりとする。なお、詳細については「【公募要領】（別紙）補助対象経費」を参照すること。

経費区分	概要
設備費	事業統合のための設備購入、工事等のために支払われる経費
外注費	業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
委託費（注 1）	業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費

（注 1）委託費のうち、M&A 仲介手数料、DD 費用、M&A コンサルティング費用、PMI 専門家への手数料は対象外とする。

10. 補助上限額、補助率等

補助対象者に交付する補助額は補助対象経費の 3 分の 2 以内であって、以下のとおりとする。

※ 補助金の交付は補助対象事業完了後の精算後の支払い(実費弁済)となる。

類型	補助率	補助下限額(注 1)	補助上限額	上乗せ枠 (廃業費)
事業統合 投資類型	補助対象経費の 2/3 以内(注 2) 又は 1/2 以内 (注 3)	100 万円	800 万円又は 1,000 万円以内 (注 4)	+150 万円 以内 (注 5)

- (注1) 申請時の補助額が補助下限額を下回る申請(補助対象経費に 2/3 又は 1/2 をかけた金額が 100 万円を下回る申請)は受け付けない。
- (注2) 中小企業基本法上の小規模事業者の場合は補助率 2/3 以内、その他の中小企業者等は補助率 1/2 以内とする。
- (注3) 補助額の内 800 万円を超え 1000 万円以下の部分の補助率は一律 1/2 以内となる。
- (注4) 補助事業期間において一定の賃上げを実施した場合においては、補助上限額を 1,000 万円以内とする。なお、補助額の内 800 万円を超え 1000 万円以下の部分の補助率は 1/2 以内となる。(以下に掲げる一定の賃上げを実施しない場合、補助上限額は 800 万円とする。)

【補助上限額の変更に関する賃上げ要件】

補助事業期間終了時に、公募申請時と比較し事業場内最低賃金+50円以上となる賃上げを達成すること。

※対象とする事業場は、補助事業の実施先(被承継者を含む)であること。

※賃上げの達成については補助事業完了後の実績報告時に確認するものとし、本報告時に補助事業期間終了日を含む支払期間の賃金台帳等の提出を求める。実績報告時に本要件を未達の場合は、交付決定通知書に記した補助上限額の変更(1,000万円を800万円に減額)を行う。

※補助事業終了後も、後年の事業化状況報告書において、継続して賃金台帳の提出を求め、賃上げ状況が継続されない場合は返還を求める場合があるので注意すること。

- (注5) 廃業費の補助上限額は 150 万円とする。なお、廃業費の併用申請における補助率は、事業費の補助率(1/2 以内)に従うものとする。廃業費に関しては、少なくとも 1 つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものを補助対象とする(一部の事業を承継後に被承継者が、残りの事業の廃業・廃止を行うものも含む。)。また、事業の一部廃業に該当する場合は、当該一部廃業が補助事業期間内に行われ、行われた事実(設備撤去に伴う検収等)が実績報告時に確認できること。

【参考】各要件と、補助上限額及び補助率の整理

各要件に応じた補助上限額及び補助率については、必要に応じて下表より確認すること。なお、下表は補助上限額と補助率に関連した要件を抜粋しているため、公募申請にあたっては公募要領全般を確認すること。

区分	【条件①】 補助対象者	【条件②】 賃上げ要件	補助上限額	【条件③】 補助額	補助率
事業費	小規模企業者 に該当 ※1	賃上げを実施 する ※2	1,000 万円	800 万円超～ 1,000 万円相 当部分	1/2 以内 ※3
				～800 万円相 当部分	2/3 以内 ※3
		賃上げを実施 しない	800 万円	-	2/3 以内
	上記に該当な し	賃上げを実施 する ※2	1,000 万円	800 万円超～ 1,000 万円相 当部分	1/2 以内
				～800 万円相 当部分	1/2 以内
		賃上げを実施 しない	800 万円	-	1/2 以内
廃業費 (併用時)	-	-	150 万円	-	事業費に従う (1/2 又は 2/3 以内)

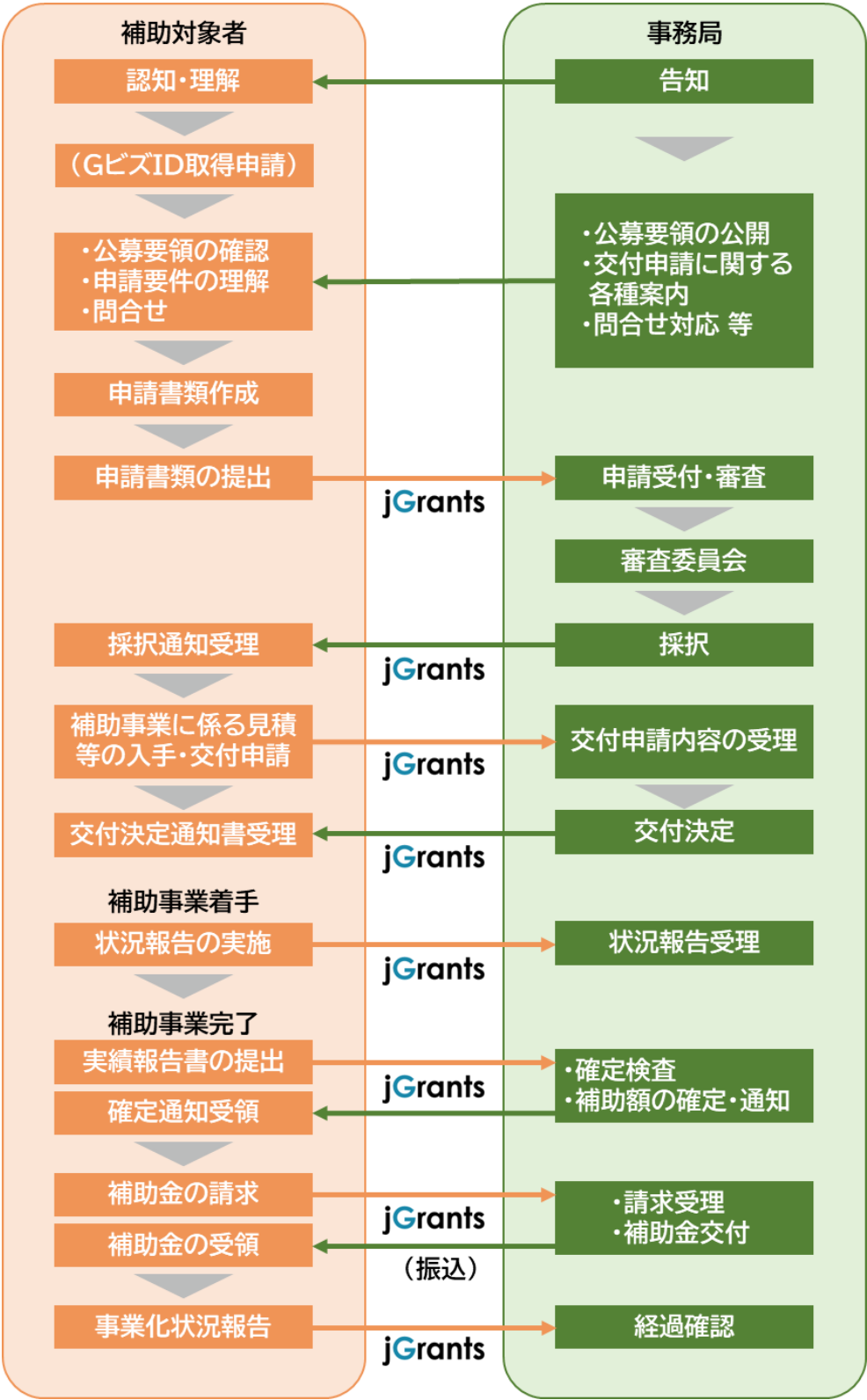
※1: 詳細は、本公募要領内「5.補助対象者」の記載を参照すること。

※2: 詳細は、本公募要領内「10.補助上限額・補助率等」の記載を参照すること。

※3: 詳細は、本公募要領内「10.補助上限額・補助率等」の記載を参照すること。

11. 事業の流れ

本補助事業の公募への申請、及び交付申請を含む手続きの流れは下記のとおりとする。交付決定通知書受理後に補助事業に着手するように留意すること。



12. 申請

12.1. 電子申請

経済産業省及び中小企業庁では、これまでの、文書や手続きの単なる電子化から脱却し、IT・デジタルの徹底活用で、手続きを圧倒的に簡単・便利にし、国民と行政、双方の生産性を抜本的に向上していくことを推進している。また、行政手続き等により取得したデータを活用し、よりニーズに最適化した行政活動や政策を実現することも検討されている。

本補助金においても、この経済産業省及び中小企業庁の方針を受けて、電子申請にて補助金の申請を行う。

(参考)経済産業省のデジタル・トランスフォーメーション(DX)

https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/index.html

12.2. jGrants について

電子申請により本補助金の申請を行うにあたっては、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(J グランツ)」を利用する。同システムの利用にあたっては、gBizID プライムアカウント(ID・パスワード等)が必要となる。なお、jGrants 及び G ビズ ID の利用には料金は発生しない(ただし、将来にわたって無料であることを約束するものではない)。

尚、本アカウント及びパスワードをみだりに他人に開示し、使用させることは、G ビズ ID 利用規約第 10 条に反する行為であり、トラブルの原因となり得るため、注意すること。

本補助金では、jGrants からの申請のみを受け付ける。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認の上、申請すること。同一パソコンから大量に申請がある場合などは、個別に事情を伺う可能性がある。正当な事由なく、申請者自身による申請と認められない場合には、当該申請は不採択又は交付決定の取り消しとなる。なお、行政書士でない者以外が、申請者にならなって有償で提出書類の作成を行うことは、行政書士法違反に該当する可能性がある。

○ gBizID プライムを取得していない場合

G ビズ ID マニュアル・様式等のダウンロードページ(注 1)にある「G ビズ ID クイックマニュアル gBizID プライム編」に沿って、gBizID プライムの申請を行う必要がある(注 2)。なお、gBizID プライムの申請・発行には 1 週間程度必要となる場合がある。また、混雑時は 3 週間程度必要となるため、留意すること。

○ gBizID プライムを既に取得している場合

jGrants を利用して本補助金の申請を行うことが可能。

(注 1) <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

(注 2) gBizID プライムを取得するためには以下が必要となる。

- ・ 法務局が発行した印鑑証明書又は地方公共団体が発行した印鑑登録証明書の原本(発行日より 3 カ月以内のものに限る。)
- ・ 法人代表者印又は個人事業主の実印を押印した申請書(注 3)

- ・ 「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」のメールアドレス(注 4)
 - ・ 「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」の SMS 受信が可能な電話番号(注 4)
- (注 3)申請者が G ビズ ID のホームページで作成することが可能。
- (注 4)メールアドレス及び SMS 受信用電話番号は、今後のアカウント利用時に利用することとなる。
携帯キャリアメールは届かない場合もあるため、極力使用しないこと。(メールアドレス→アカウント ID、SMS 受信用電話番号→ログイン時の 2 要素認証に利用)。

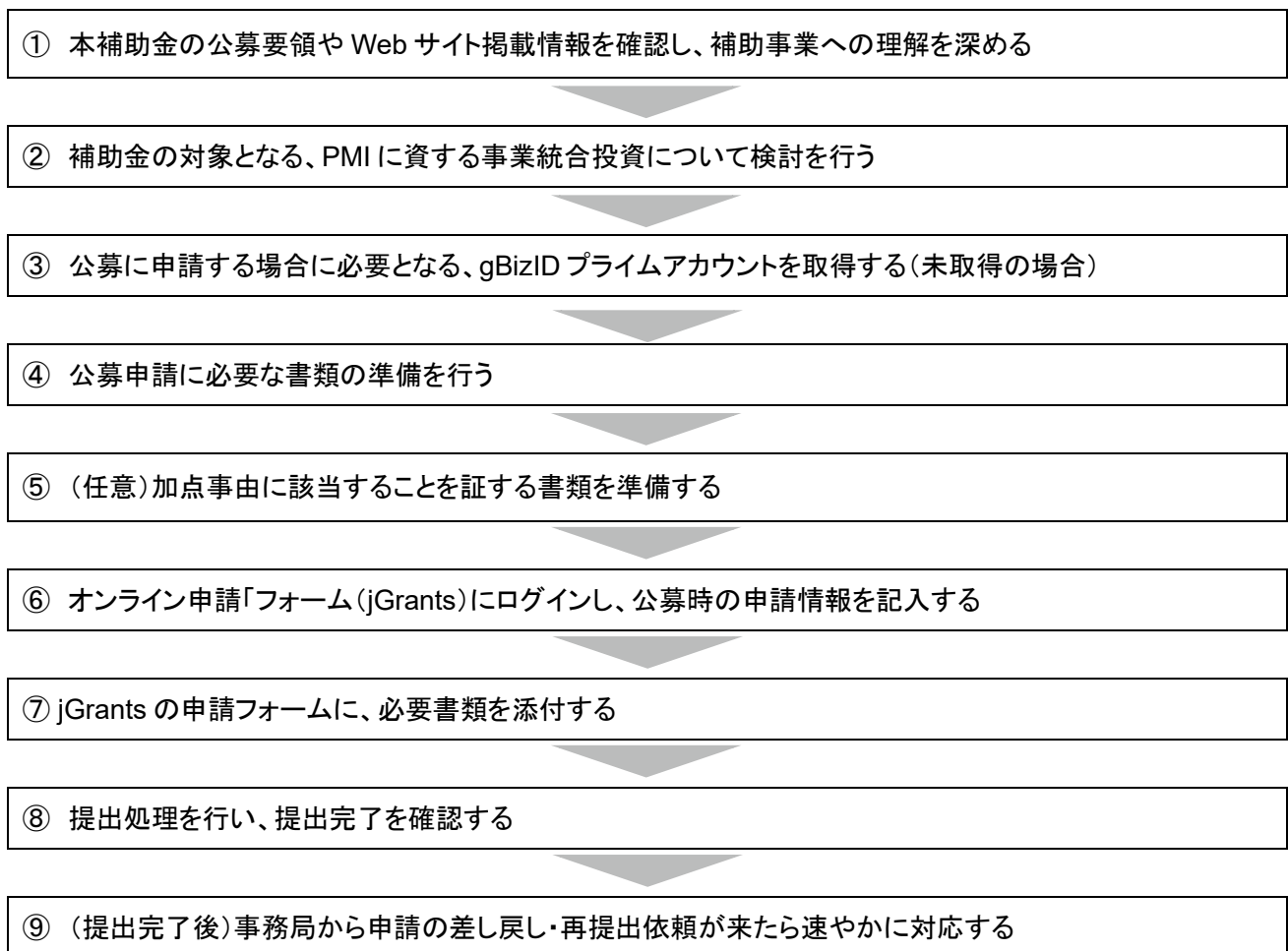
(参考)jGrants について

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

(参考)G ビズ ID について

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

12.3. 申請までの流れ



申請を行う上での注意事項

<見積等の必要経費の準備>

- 申請することができる経費は、補助対象事業実施のために必要となる経費のみとなる。
- 申請を頂いた経費項目にしたがって、補助対象事業を行う必要があるため、申請の検討段階において、十分に経費項目やその額について、補助対象範囲を含め精査を行うこと。
- 原則として 2 者以上から見積を取得することが必須となるため、相見積を行うようにすること。(注 1)
- なお、補助事業期間終了後の実績報告で提出される証拠書類については、基本的に以下の①～④が遵守されていることの確認が行われる。

- ① 当該補助対象事業の遂行のために必要な経費か。
- ② 当該補助事業期間内に発生、かつ支払いが行われているか。
- ③ 法令や内部規程等に照らして適正か。
- ④ 経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか。

(注1) 相見積の取得が不要な場合は「【公募要領】(別紙)補助対象経費」の「補足: 相見積取得が不要な条件」に記載されている場合のみであり、該当しない場合は相見積の取得が必要となる。また、「選定理由書」及び「関与専門家選定理由書」は、提出することで必ずしも相見積の代替として認められるものではなく、「【公募要領】(別紙)補助対象経費」の「補足: 相見積取得が不要な条件」に記載されている条件以外の選定理由は認められない。
なお、相見積の取得が不要な場合を除き、相見積を取得しない場合には、補助対象経費として認められない。

※ 詳しくは、「【公募要領】(別紙)補助対象経費」を参照すること。

<事業者本人による申請>

本公募への申請においては、事業者自身がその内容を理解し、確認の上、申請手続を実施し、補助事業計画を含む申請内容の作成及び実行に責任を持つ必要がある。事業者本人の理解が著しく不足したまま申請がなされていることが発覚した場合や、事業者が申請内容や補助事業計画について著しく認識を欠く場合は、交付決定後であっても交付決定取消等の措置を講ずる場合があるため、留意すること。

<加点事由について>

本公募要領の「15.2. 加点事由について」を参照すること。

13. 本公募に係る申請期間

13.1. 情報開示期

2025 年 7 月 18 日より「事業承継・M&A 補助金 Web サイト」にて、公募要領を開示している。

13.2. 申請受付期間

2025 年 8 月 22 日(金)～2025 年 9 月 19 日(金)17:00 ※厳守

※ 締切日時を過ぎてからの申請は受け付けないので注意すること。

13.3. 申請方法

jGrants を用いた電子申請を行う。尚、ファイルを添付する場合にはパスワードは設定しないこと。

14. 必要書類

14.1. 公募時に必要な書類

14.1.1. 共通して必要な書類

公募申請類型番号毎に必要な書類は以下のとおりとする。申請は jGrants での提出となるため、以下に示す必要書類は原則 PDF 形式で提出すること。

公募類型番号 1
【申請者(法人)】 ① 履歴事項全部証明書(申請日以前 3 カ月以内に発行されたもの) ※ 申請内容を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書(発行から 3 カ月以内のもの)が必要 ② 直近の確定申告の基となる直近 3 期分の決算書(貸借対照表、損益計算書) ③ 常時使用する従業員 1 名の労働条件通知書(注 2) 【申請者(法人)の代表者】 ① 住民票(申請日以前 3 カ月以内に発行されたもの) ※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの ※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消して提出
公募申請類型番号 2
【申請者(個人事業主)】 ① 住民票(申請日以前 3 カ月以内に発行されたもの) ※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの ※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消して提出 ② 直近 3 期分の確定申告書 B 第一表・第二表と所得税青色申告決算書(P1～P4)(注 1)(注 3) ③ 開業届及び所得税青色申告承認申請書の写し(注 1) ④ 常時使用する従業員 1 名の労働条件通知書(注 2)
公募申請類型番号 3
【申請者(法人)】 ① 履歴事項全部証明書(申請日以前 3 カ月以内に発行されたもの) ※ 申請内容を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書(発行から 3

カ月以内のもの)が必要

- ② 直近の確定申告の基となる直近 3 期分の決算書(貸借対照表、損益計算書)

【申請者(法人)の代表者】

- ① 住民票(申請日以前 3 カ月以内に発行されたもの)

※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの

※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消しして提出

【共同申請者(被承継者たる子会社)】

- ① 履歴事項全部証明書(申請日以前 3 カ月以内に発行されたもの)

※ 申請内容を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書(発行から 3 カ月以内のもの)が必要

- ② 直近の確定申告書(別表一、別表二、別表四)(注 1)

- ③ 確定申告の基となる直近の決算書(貸借対照表、損益計算書)

- ④ 株主名簿(代表者の原本証明付き)

- ⑤ 常時使用する従業員 1 名の労働条件通知書(注 2)

【共同申請者(子会社)の代表者】

- ① 住民票(申請日以前 3 カ月以内に発行されたもの)

※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの

※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消しして提出

(注 1) 税務申告・届出を電子で行っている場合は、受付が確認できる「メール詳細」または「受信通知」

(受付結果)を追加で提出。「メール詳細」または「受信通知」(受付結果)がない場合は、「納税証明書[その 2]所得金額の証明書」又は「課税証明書(所得金額の記載のあるもの)」も追加で提出。

(注 2) M&A 対象事業(譲り受けた業種)が不動産業の場合は、常時使用する従業員が 1 名以上いることが確認できること(個人が特定できる個人情報部分を墨消しして提出)。

(注 3) 所得税青色申告決算書の貸借対照表(資産負債調)を未作成の場合は、所得税青色申告決算書(P1~P3)で可。

14.1.1 共通して提出が必要な書類	● PMI 推進枠(事業統合投資類型)事業計画書 ※本補助金 Web サイトから雛型をダウンロードし、必要事項を記載して提出すること。 (対象となる M&A 実施に係る証憑) ● M&A の最終契約書 (契約当事者間の署名が確認できるもの) ※以下の M&A 形態を参照のこと 【株式譲渡の場合】 ①株式譲渡契約書(クローリング日が別途定められている場合にはそれが判る資料を含む) ②対象会社の株式譲渡前と株式譲渡後の株主名簿(対象会社代表者の原本証明付き) 【第三者割当増資の場合】 ①引受契約書(払込日が別途定められている場合にはそれが判る資料を含む) ②被承継者の第三者割当増資前と第三者割当増資後の株主名簿(代表者の原本証明付き) 【株式交換の場合】 ①株式交換契約書 ②被承継者と承継者、それぞれの株式交換前と株式交換後の株主名簿(代表者の原本証明付き) 【吸収合併の場合】 ①合併契約書 ②承継者の吸収合併後の株主名簿(代表者の原本証明付き) ③被承継者の合併前の株主名簿(代表者の原本証明付き) ④承継者の履歴事項全部証明書(発行から 3 カ月以内のもの) ⑤被承継者の閉鎖事項全部証明書(吸収合併の旨の記載があり、発行から 3 カ月以内のもの)※提出不可の場合は理由書提出 【吸収分割の場合】 ①分割契約書 ②承継者の履歴事項全部証明書(吸収分割の旨の記載があり、発行から 3 カ月以内のもの) ③被承継者の履歴事項全部証明書(吸収分割の旨の記載があり、発行から 3 カ月以内のもの)※提出不可の場合は理由書提出 ④分割契約書に移動した資産負債の記載がない場合は移動した資産負債の一覧 【事業譲渡の場合】 ① 事業譲渡契約書(クローリング日が別途定められている場合にはそれが判る資料を含む) ※不動産売買契約書等での代替は不可。 ②事業譲渡契約書に移動した資産負債の記載がない場合は移動した資産負債の一覧 ③事業譲渡が行われたことを証する書類(取締役会・株主総会決議の議事録、財産・契約上の地位の移転が確認できる証憑(債権譲渡通知(承諾)、所有権移転登記、知的財産権の移転登録、従業員との雇用契約書 等)) ● M&A のクローリング証憑 (代金の支払が確認できる振込明細、口座通帳等) ※公募申請時にクローリングが完了している場合
-----------------------------------	--

	● デュー・ディリジェンス(DD)の実施証跡 (DD 専門家との業務委託契約書、DD レポート、セルフ DD の場合は実施事項と DD 結果を取りまとめた様式※・任意様式) ※セルフ DD 実施に係る報告様式は、本補助金 Web サイトからダウンロードのこと
--	--

14.1.2. 該当する場合に必要な書類

公募申請類型番号別の必要書類として以下の書類を提出している場合でも、本項目の要件充足を希望する場合には、改めて書類を添付すること。

10. 補助上限額、補助率等において、補助上限額引上げのための賃上げ実施時の証憑	中小企業基本法等の小規模企業者に該当し、補助率 2/3 以内を希望する場合には、下方に記載している必要書類を提出すること。 ※以下の書類に加えて、jGrants 上の申請項目に公募申請日時点での従業員数を記載すること。 ● (法人) 直近期の法人事業概況説明書の写し(※1)
	補助上限額の変更に係る賃上げ要件の充足を表明する場合は、公募申請時に以下の書類を提出すること。 なお、<u>公募申請時に本意向を表明せず、事後的に賃上げを実施して補助事業期間終了時に賃上げ要件を充足しても、補助上限額(800万円)は変更しないので注意すること。</u> ※本項目においては、補助上限額の引き上げ要件として、事業場内最低賃金から+50円以上となる賃上げの実施について以下書類を提出すること。 ● 賃金引上げ計画の誓約書 ※本補助金 Web サイトから雛型をダウンロードし、必要事項を記載して提出すること。 ● 従業員への賃金引上げ計画の表明書 ※本補助金 Web サイトから雛型をダウンロードし、必要事項を記載して提出すること。 ● 公募申請時点での直近の給与支払期間における賃金台帳の写し ※また、表明においては必ず以下の返還規程を確認・了承すること。 【賃上げ要件に関する返還規程】 ・ 補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年 3 月末時点において、事業場内最低賃金が、補助事業期間に達成した+50 円の水準を維持できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求める。 ・ ただし、付加価値額増加率が年率平均 1.5%に達しない場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めない。
15.2. 加点事由への該当を証する書類	(①「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けている場合) ※以下のいずれかの書類 ● 中小企業の会計に関する基本要領のチェックリスト※顧問会計専門家印のあるもの

	● 中小企業の会計に関する指針のチェックリスト※顧問会計専門家印のあるもの
	(② 経営力向上計画の認定、経営革新計画の承認又は先端設備等導入計画の認定書を受けている場合) ※申請時に有効な期間における、以下のいずれかの書類を提出 ● (経営力向上計画)経営力向上計画の認定書および申請書類 ● (経営革新計画)承認書 ● (先端設備等導入計画)認定書
	(③地域未来牽引企業である場合) ● 地域未来牽引企業の選考証
	(④ (連携)事業継続力強化計画の認定を受けている場合) ● 申請時に有効な期間における、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」認定書および申請書類
	(⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進の取り組みに該当する場合) ● 基準適合一般事業主認定通知書の写し ※計画期間が有効であること
	(⑥ 健康経営優良法人である場合) ● 健康経営優良法人の認定証
	(⑦ サイバーセキュリティお助け隊サービスを利用している場合) ● 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が登録・公表した「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の利用が確認できる書類(申込書及び請求書等)
	(⑧ 加点事由における賃上げ要件を充足する場合) 賃上げ要件の充足を表明する場合は、公募申請時に以下の書類を提出すること。 ※本項目においては、加点事由として、事業場内最低賃金から<u>＋30 円以上</u>となる賃上げの実施について以下書類を提出すること。 ※補助上限額の引き上げのため、事業場内最低賃金から<u>＋50 円以上</u>となる賃上げの実施を計画している場合であっても、対象となる期間など条件が異なることから、加点事由に係る賃上げを併せて申請する場合には、専用の用紙に記入の上で提出すること(求められる賃上げ条件に応じた用紙を、それぞれの提出箇所からアップロードすること) ● 賃金引上げ計画の誓約書 ※本補助金 Web サイトから雛型をダウンロードし、必要事項を記載して提出すること。 ● 従業員への賃金引上げ計画の表明書 ※本補助金 Web サイトから雛型をダウンロードし、必要事項を記載して提出すること。 ● 公募申請時点での直近の給与支払期間における賃金台帳の写し

	○加点に係る申請内容未達時の対応 加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。 ただし、災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではない。 ※詳細は「15.2.加点事由について」を参照すること。 (⑨PMIを実施した者) ● PMI 実施を証する書類及び成果物となる報告書等 【PMI 実施を証する書類及び成果物(例)】 ①PMI の業務に関連する成果物(=実践ツールに類するもの) ➤ 1. 統合方針書 ➤ 2. 各回打ち合わせ議事録・打ち合わせ時に使用した資料 ➤ 3. PMI実施にあたって作成した資料と最終レポート ② 専門家との業務委託契約書等 ③ PMI 受託業務完了報告書
--	--

(※1) 税務申告・届出を電子で行っている場合は、受付が確認できる「メール詳細」または「受信通知」(受付結果)を追加で提出すること。「メール詳細」または「受信通知」(受付結果)がない場合は、「納税証明書[その 2]所得金額の証明書」又は「課税証明書(所得金額の記載のあるもの)」も追加で提出すること。

15. 審査・選考

15.1. 審査について

審査・選考については、資格要件等及び事業内容等の審査を踏まえ、事務局及び審査委員会により総合的に行う。審査の手順は以下のとおり。

(1) 資格要件の審査(全ての申請)

主に「5. 補助対象者」及び「10. 補助上限額、補助率等」に適合しているかを審査する。

(2) 書面審査((1)資格審査を通過した申請)

事務局及び審査委員会が申請書類等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき審査する。なお、審査委員会は、知見を有している外部有識者で構成されている。

- ・ 事業統合投資(統合効果の最大化に向けた設備等投資)の目的・必要性
- ・ 補助事業計画が補助事業期間内に適切に取り組まれるものであること
- ・ 補助事業計画内容が、事業統合投資を目的としたものであり、取組の合理性、目的達成の蓋然性が高いこと
- ・ 事業統合投資によって見込まれる統合効果(シナジー等)・地域経済への影響
- ・ 事業統合投資による成長の見込み(自社の事業環境や外部環境を踏まえること)
- ・ 財務内容が健全であること

※ 事務局は審査の結果(採択されなかった理由等)に関する問い合わせには、一切応じない。

※ 審査に係る審査料等は徴収しない。

15.2. 加点事由について

以下のいずれかの事由に該当する場合は、審査において加点することとする。それぞれ、該当することを証する書類を提出すること。

- (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けていること。
- (2) 公募申請時に有効な期間における「経営力向上計画」の認定、「経営革新計画」の承認又は「先端設備等導入計画」の認定書を受けていること。
- (3) 公募申請時点で「地域未来牽引企業」であること。
- (4) 公募申請時点で「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けていること。
- (5) 公募申請時点で、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取り組みを実施していること。具体的には、以下のいずれかに事業者として該当すること。
 - (5)-①: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者、もしくは従業員 100 人以下の事業者で「女性の活躍推進企業データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者
 - (5)-②: 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定」を受けている事業者、も

しくは従業員 100 人以下の事業者で「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者

- (6) 公募申請時点で「健康経営優良法人」であること。
- (7) 公募申請時点で「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を利用する中小企業等であること。
- (8) 以下を満たす賃上げを実施予定であり、従業員に表明していること。

事業化状況報告時まで、事業場内最低賃金＋30円以上の賃上げ

※具体的には、事業化状況報告時に、前年度期末時点の事業場内最低賃金が＋30円の賃上げとなっているか(事業場内最低賃金が前年度期末時点において、前年度期首時点と比べて＋30円となっているか)を確認する。

※なお、加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、加点要件が未達の場合は、以下の措置を講じることとなる。

※当該加点事由を申請して交付決定をされたにも関わらず、事業化状況報告が未提出である場合は、加点要件は未達とみなして以下の措置を講ずるので注意すること。

賃上げ加点に係る申請内容未達成時の対応

加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから 18 ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※¹への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。

※1・・・令和 7 年 7 月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A 補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)、事業再構築補助金(中小企業省力化投資補助事業を含む)

災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※²により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではない。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明すること。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除する。

※2・・・震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合(国税通則法第 46 条)その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合

- (9) 公募申請時点で、PMI を実施していること。

(参考)

・「中小企業の会計に関する基本要領」「中小企業の会計に関する指針」

https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/guide/#point

・「経営力向上計画」<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

・「経営革新計画」https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq05_kakushin.html

・「先端設備等導入計画」<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

- ・「地域未来牽引企業」https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html
- ・「健康経営優良法人」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html
- ・「サイバーセキュリティお助け隊サービス」<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>
- ・「(連携)事業継続力強化計画」<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>
- ・厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>
- ・厚生労働省「一般事業主行動計画公表サイト(両立支援のひろば)」
https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php
- ・「中小 PMI ガイドライン～中小 M&A を成功に導くために～」
chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf

16. 採択及び交付決定

16.1. 採択及び交付決定の通知

審査の結果に関して、申請者全員に対し、事務局からjGrantsを通じて、採択・不採択の通知を行う。
採択を受けた申請者は、交付申請を実施し、交付決定通知書を受理した後、補助事業に着手すること。

なお、採択された事業者においては、原則として、法人名・代表者名(屋号、個人名)、テーマ名、テーマの概要が外部に公表される。

16.2. 交付決定後の注意

交付決定を受けた者は、別途事務局より公開される「補助金交付のための事務手引書」等を参照のもと、事務局に対して、以下に例示する届出・報告等を適宜実施する必要がある。

なお、交付決定を受けた補助対象事業であっても、報告の遅滞・未実施や、事務手引書上で規定する補助金交付のための要件を充足しない場合には、補助額の減額や交付決定取消等の措置を行う場合があるため注意すること。

(1) 補助事業期間内に事業が完了した場合

補助事業期間内に事業が完了した後、実績報告受付期間内に jGrants を通じて実績報告を事務局に対して行うこと。

また、補助事業期間終了後5年間、本公募要領内「17.2.補助金交付後の補助事業者の義務」の記載に従い、事務局の指示する方法で事業化状況報告を行うこと。

(2) 計画の変更に伴う届出

交付決定を受けた後、経費区分間の経費額をはじめとする計画変更が生じた場合は、jGrants を通じて「(様式第 3)計画変更(等)承認申請書」を事務局に対して提出し、事前に事務局の承認を受けること。

(3) 公募申請・交付申請内容の変更等

交付決定を受けた後、公募申請時の内容、もしくは交付申請時の内容を変更する場合は、jGrants を通じて「(様式第 16) 補助金登録変更届」を事務局に対して行い、事前に事務局の承認を受けること。

(4) 事故報告

補助事業期間中又は補助期間終了後に補助事業の遂行が困難と判断し、補助金の交付を辞退する場合には、jGrants を通じて「(様式第 4)事故報告書」を事務局に対して提出し、事務局の指示を受けること。

17. 事業完了・補助金の交付

17.1. 補助金の交付

補助金の交付については、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付決定通知書記載の補助事業完了期限日より10日を経過した日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後、精算払いを行う。

※ 速やかに実績報告書を提出できるよう、補助事業期間中より交付決定通知書等の関係書類を時系列に整理・保管するとともに、取引ごとに見積書・注文書・発注書・請求書・領収書等に相当する各種書類を整理しておくこと。

※ 実績報告内容に不備があった場合は、期限を定めて事務局より補正依頼を実施するが、補正期限までに必要な補正がなされず適正な経理処理が確認できない場合は、当該経費について減額する可能性もあるため、留意すること。このため、公募要領及び「補助金交付のための事務手引書」、「証拠書類等の準備に係る留意点」等をよく確認し、必要となる証拠書類を適切に管理すること。実績報告書等の提出の際には、必要書類の漏れがないように確認の上、提出を実施すること。

※ 補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資の利用を検討する者は、できるだけ早めに金融機関等に対して相談すること。

※ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となる。

※ 「14. 必要書類」に記載されている書類が準備できない場合は、原則補助金が支払われない。特殊な事情により書類の準備が出来ない場合は、補助事業期間中に事務局に相談すること。(補助事業期間終了後の相談には応じない)

17.2. 補助金交付後の補助事業者の義務

本事業の補助金交付を受けた者は、以下の手続きを行うこと、また交付規程を遵守すること。

(1) 事業化状況報告

補助対象事業完了後 5 年間、事務局が指定する所定の日までに当該事業についての事業化状況等を事務局へ報告すること。

(2) 取得財産の管理等

補助対象事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理すること。加えて、取得価額が 1 件当たり 50 万円以上(税抜)の取得財産については、事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局の承認を受けなければならない。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を納付する場合があることに留意すること。

(3) 補助対象事業の経理

補助対象事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後 5 年間、管理・保存しなければならない。また、帳簿等の作成に当たっては、「中小企

業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」(19.その他(1)を参照すること。)に拠った信頼性のある書類等の作成及び活用に努めること。

(4) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、事務局が事業者及び取引先等(請負先、M&A 支援機関登録先を含む委託先、及びそれ以下の請負先、委託先も含む。)に実地検査に入る場合がある。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

18. 反社会的勢力との関係が判明した場合

本公募への申請を提出する際に反社会的勢力との関係が無いことを誓約すること。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (イ) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- (二) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (ホ) その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 申請者(中小企業者の場合は、代表者及びその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。))について、反社会的勢力であることが判明した場合、事務局は交付決定を行わない。また、交付決定後に判明した場合、事務局は当該交付申請者の交付決定を取り消す。

(3) 申請者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱いとする。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて中小企業庁の信用を棄損し、又は中小企業庁の業務を妨害する行為
- ⑤ その他の前各号に準ずる行為

19. その他

(1) 「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものである。

また、「中小企業の会計に関する指針」は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものである。

中小企業は「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」のどちらでも参照することができる。

※ 「中小企業の会計に関する基本要領」の詳細については、下記ホームページを参照すること。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/about/>

(2) 小規模企業共済のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業をやめたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度であり、いわば、「経営者の退職金制度」である。

掛金月額は、1,000 円から 70,000 円までの範囲(500 円刻み)で自由に選ぶことが可能であり、掛金は税法上、全額が課税対象となる所得から控除される。

※ 小規模企業共済の詳細については、下記ホームページを参照すること。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

(3) ローカルベンチマーク(企業の健康診断ツール)

ローカルベンチマークにより、経営状態が Web で簡単に自己チェックすることが可能である。

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール(道具)として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものである。

具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」(6 つの指標(注 1))と「非財務情報」(4 つの視点(注 2))に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものである。

(注1) 6 つの指標: ①売上高増加率(売上持続性)、②営業利益率(収益性)、③労働生産性(生産性)、④EBITDA 有利子負債倍率(健全性)、⑤営業運転資本回転期間(効率性)、⑥自己資本比率(安全性)

(注2) 4 つの視点: ①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目

※ ローカルベンチマークの詳細については、下記ホームページを参照すること。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

(4) 経営セーフティ共済のご案内

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度である。取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と積み立てた掛金総額の 10 倍のいずれか少ない額(貸付限度額 8,000 万円)の貸し付けを受けることができる。

※ 経営セーフティ共済の詳細については、下記ホームページを参照すること。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>

(5) デジタル・トランスフォーメーション(DX)

経済産業省及び中小企業庁では、これまでの文書や手続きの単なる電子化からの脱却を目指し、IT・デジタルを徹底活用することにより、手続きを圧倒的に簡単・便利にし、国民と行政、双方の生産性の抜本的な向上を目指している。

また、データを活用し、よりニーズに最適化した政策の実現も企図している。

(参考)METIDX ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/index.html

20. 中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー

補助金・行政手続(※)・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援等(申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等)のために、経済産業省、中小企業庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(EBPM)目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者であって、ミラサポ plus 上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限る)に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。

上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用に同意したものとみなします。ただし、行政手続については、データ利活用につき個別に同意いただいた場合に限るものとし、申請時に添付するチェックシートにて同意の可否を選択いただきます。

(※)「行政手続」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく経営力向上計画の申請、事業継続力強化計画の申請、経営革新計画の申請、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)に基づくセーフティネット保証等の利用に際する申請を指します。

なお、申請は新規・変更の両方を含みます。また、経営力向上計画の申請は、経済産業省(経済産業部局)宛のみの申請に限ります。

○補助金・行政手続・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)は、データの区分に従い、効果的な政策立案や経営支援等のために、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的で利活用され、提供先に提供(提供を受けた中小企業庁又はその業務委託先からさらに第三者に提供される場合も含みます。以下同じです)される場合があります(以下「本データ利活用」といいます)。

○申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、法令等により認められる場合を除き、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的以外の目的に利活用されることはなく、また、提供先以外に提供されることはありません。

なお、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報については、中小企業庁の判断により提供されない場合や提供先を制限する場合があります。

○支援機関情報、支援情報、その他の第三者に関する情報が含まれる情報(以下「支援機関等情報」といいます)について、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的に利活用され、提供先に提供される場合があることについて、申請者は、支援機関等情報について権限を有する者から事前に承諾を得るものとします。

○申請・利用・報告等を行うことにより、本データ利活用に同意し、申請等に当たり提供いただいた情報を包括的に本データ利活用に供することに同意したものとみなします。ただし、行政手続については、本データ利活用につき個別に同意いただいた場合に限るものとし、申請時に添付するチェックシートにて同意の可否を選択いただきます。

○なお、令和4年度以降、ミラサポ plus(<https://mirasapo-plus.go.jp/>)の事業者向けデータ利活用許諾管理

機能(データ利活用の範囲について個別の設定を可能とする機能)により本データ利活用への同意の範囲について変更することが可能になる予定です。本データ利活用のうち申請時の提供情報の中小企業庁及びその業務委託先以外の提供先への提供については、ミラサポ plus の事業者向けデータ利活用許諾管理機能が実装されて以降、実施するものとします。

○申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報を以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める提供先に提供する場合、提供先に対し、提供を受けた情報について適切な管理及び取扱いを行うことを義務付けることとしています。特に、政策の効果検証(EBPM)の実施において、大学その他の研究機関・施設等機関に所属する研究者については、EBPM 目的(研究活動だけでなく学術論文の作成・発表までを含みます)のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書をあらかじめ中小企業庁と取り交わした機関に所属する研究者であって、ミラサポ plus 上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り、提供することとしています。さらに、支援機関に個社名(個人の場合は当該個人の氏名)つきの詳細な情報を提供する場合はミラサポ plus 上で申請者に対し個別に同意を取得することとします。

○支援機関からのデータ開示依頼への承認や事業者向けデータ利活用許諾管理機能の利用に当たっては、ミラサポplusへのGBizIDを用いた会員登録が必要となります。
また、中小企業庁等からの申請者への各種情報提供や支援機関からのデータ開示依頼に当たって、申請時に登録いただいたメールアドレスにメールをさせていただく可能性がありますのでご注意ください。

○補助金につき採択となった案件については、法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採択、支援機関名等を中小企業庁ホームページ、ミラサポ plus、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等で公表する場合があります。また、行政保有データのオープンデータ化推進の観点から、行政手続の申請等に当たって提供いただいた情報については、申請時に添付するチェックシートにて同意した場合には、gBiz INFO(経済産業省が運営する政府保有の法人情報のオープンデータ化サイト、<https://info.gbiz.go.jp/>)において、認定等の事実、認定日等を公表する場合があります。

○本補助金の審査にあたっては、中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用させていただきます。また、効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報についても、中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有いたします。

○本データ利活用に関するお問合せは、以下の宛先までお願いいたします。

【中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー窓口】

info@mirasapo-connect.go.jp

【利活用目的・データ区分・データ提供先】

利活用目的	データの区分													提供先							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	3	4	5	6	7	8
	申請者の識別・属性情報	共同申請者情報	事業・営業情報	承継情報	担当者情報	財務情報	事業計画	申請事業内容	審査情報	制度活用情報	課題に係る情報	支援機関情報	支援情報	経済産業省（中小企業庁を除く外局を含む）	中小企業庁及び業務委託先	独立行政法人（※1）	大学その他の研究機関・施設等機関（※2）に所属する研究者	支援機関（※3）	中小企業・小規模事業者（※4）	申請者本人	ホームページ・bizinfo
政策の効果検証（EBPM）の実施（※5）	○					○			○	○				○	○	○	○				
効果的な政策立案や経営支援、業務効率化等のための行政機関内での情報共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
申請者本人による過去の申請情報等の一括した保存・閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○							○	
将来的な申請の円滑化に向けた申請情報の活用（ワンストップ等）	○	○	○		○	○	○	○		○				○	○	○					
中小企業・小規模事業者に対する経営支援情報（補助金や支援者等）の紹介	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			
経営相談に際する支援者による中小企業・小規模事業者の情報の閲覧	○	○	○			○	○	○		○	○	○				○		○			
支援機関の支援実績や専門知見等の見える化	○	○				○						○	○	○	○	○		○	○		
事業者・支援機関への支援者情報の提供・マッチング												○	○	○	○	○		○	○		
政府保有情報のオープンデータ化（※6）	○							○		○		○									○

- (※1)「独立行政法人」とは、利活用目的等に照らし中小企業庁が認めた独立行政法人を指します。
- (※2)「大学その他の研究機関・施設等機関」とは、ミラサポ plus 上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めた大学その他の研究機関及び施設等機関を指します。なお、利活用可能なデータは、下掲(※5)のとおりとします。
- (※3)「支援機関」とは、以下のとおりです。なお、ミラサポ plus 上で支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認が得られた場合に限り、当該申請者の個社名(個人の場合は当該個人の氏名)つきの詳細な情報が利活用可能となります。
- ・ 特殊法人(株式会社日本政策金融公庫等)
 - ・ 特別法人及び特別法人に所属する組織(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び各単会等)
 - ・ 中小企業庁の設置する各種相談窓口(よろず支援拠点等)
 - ・ 中小企業庁所管法律に定められる中小企業支援者(認定経営革新等支援機関等)
 - ・ 中小企業庁の所管する事業における中小企業支援者(中小企業119の専門家・地域プラットフォーム等)
- (※4)「中小企業・小規模事業者等」への提供データは、採択発表時の公表情報とします。
- ・ 法人名・都道府県・市区町村
 - ・ 事業計画名
 - ・ 補助金名・申請年度・申請応募回、採択
 - ・ 支援機関名 等
- (※5)「政策の効果検証(EBPM)の実施」に係る誓約書を取り交わした研究者等に提供するデータは、以下のとおりとします。
- ・ 法人:法人番号
 - ・ 個人事業主:企業名、住所、代表者名、電話番号
 - ・ 従業員数、資本金、事業所数、設立年(個人事業主は創業年)、都道府県、業種(主な業種、日本標準産業分類の中分類)
 - ・ 売上高、経常利益、付加価値額(粗利、減価償却費)
 - ・ 審査結果(採択/不採択)、審査点
 - ・ 補助金名、申請年度、事業実施年度、応募回
- (※6)ホームページ(中小企業庁ホームページ、ミラサポ plus、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等)・gBizINFOにおいて、以下の項目を公表する場合があります。
- ・ 【補助金で採択となった案件】法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採択、支援機関名等
 - ・ 【行政手続で認定等となった案件】認定等の事実、認定日等

なお、上記のデータ区分は、以下のとおりです。

No.	データ区分	定義	具体例
1	申請者の識別・属性情報	申請者を特定し、又は申請者に到達することが可能な情報及び法人の規模や体制を示す情報	G ビズ ID 申請者名(法人名／屋号等を含む) 本店住所・代表電話番号 代表者名 従業員数、事業所数、設立年(個人事業主は創業年)、都道府県、市区町村、業種(主要業種、日本標準産業分類の中分類) 等
2	共同申請者情報	補助金等の事業に申請するに当たり、申請者が提携する法人及び所属する組織の情報	連携先情報 加入組織情報 等
3	事業・営業情報	申請者の事業概要及び特許情報、取引情報等、事業活動において有用となる技術上又は営業上の情報(営業秘密となる情報を含む)	事業内容 特許情報 販売先／仕入れ先 株主・出資者 等
4	承継情報	申請者の事業を承継した(承継する予定の)法人等に係る情報又は申請者に事業を承継させた(承継させる予定の)法人等に係る情報	事業承継形態・事業承継状況 承継者・被承継者の要件 承継者・被承継者の基本情報 等
5	担当者情報	申請者において、補助金の申請を担当している部門名及び従業員の氏名並びにその連絡先	申請担当者名 申請担当者の所属部署 申請担当者の連絡先 等
6	財務情報	申請者の確定申告及び財務三表(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)に記載されている情報及びそれらの情報から算出された経営・財務指標	確定申告書等に記載されている情報 貸借対照表に記載されている情報 損益計算書に記載されている情報 各種利益率 ローカルベンチマーク 等
7	事業計画	申請者の中期経営計画及び補助金等の申請をした事業に係る計画の内容	中期経営計画 その他事業計画 等
8	申請事業内容	申請者が補助金等を申請する事業の概要並びに補助金交付金額及び費用などの情報	申請事業名・概要 補助金交付情報 等
9	審査情報	申請に対して審査員等が審査をした際の情報	審査点 等
10	制度活用情報	過去に認定・承認を受けた補助金・行政手続の情報又は申請中の補助金・行政手続の情報	補助金交付の履歴 行政手続の履歴(認定等の事実、認定日等) 申請年度・事業実施年度、申請応募回 等
11	課題に係る情報	申請者が抱える課題等、申請者から支援者又は支援機関が収集した情報	事業者が抱える課題 支援機関への相談内容 等
12	支援機関情報	支援機関として登録している情報	認定支援機関 ID 認定支援機関名 認定支援機関のサービス内容 認定支援機関の資格保有内容 等
13	支援情報	申請者が支援機関から受けた支援に関わる内容	支援内容 等

中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーは、中小企業庁のホームページにも掲載しています。

【中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー】

https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/



21. 問い合わせ先

21.1. 本補助金のホームページ

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金 Web サイト

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/>

21.2. 本補助事業のお問い合わせ先

事業承継・M&A 補助金事務局 (PMI 推進枠)

050-3192-6228

お問い合わせ受付時間: 10:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

※ 電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。

21.3. その他

＜中小 M&A 支援に関する不適切事例の情報提供はこちら＞

情報提供窓口

<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>

＜後継者問題や M&A、事業承継に関するご相談はこちら＞

全国の事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ相談窓口

<https://shoukei.smrj.go.jp/>

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・M&A 補助金

PMI 推進枠【事業統合投資類型】

【公 募 要 領】

(別紙)補助対象経費

※申請される際、本資料をご確認の上、補助対象経費を計上すること

2025 年 7 月

事業承継・M&A 補助金事務局

補助対象経費について

※公募要領 9.補助対象経費における記載内容の詳細な取扱いになります。

(1) 補助対象経費の費目

補助対象事業を実施するために必要な経費で、事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。

補助対象経費は、公募要領 9.補助対象経費に記載の費目に分類されます。

(2) 補助対象経費の要件

① 公募要領 9.補助対象経費に記載の①～③の条件を全て満たす経費である必要があります。

② 補助対象経費の支払いについては、補助対象事業の事業完了日までに完了する必要があります。

補助対象事業における調達の補助対象可否判断は以下の表のとおりとなります。

可否 ○(補助対象) ×(補助対象外)	補助事業期間			
	開始前	交付決定日	事業完了日	終了後
×		見積・発注・納品・検収・請求・支払		
○	見積	発注・納品・検収・請求・支払		
×	見積・発注	納品・検収・請求・支払		
×		見積・発注		納品・検収・請求・支払
×		見積・発注・納品・検収・請求		支払

※「検収」とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為をいいます。検収行為は必ず補助事業期間内に実施する必要があります。

③ 基本的に、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった各ステップを踏まえて調達・精算を行い、流れに沿った証拠書類を整理する必要があります。発注(契約締結)日以後の日付で見積が提出された場合や、契約に先立ち請求書が発行されている場合、補助事業上は正しいプロセスが踏まれなかったものとして不備とみなす場合がございますのでご了承ください。必要となる証拠書類の詳細については、交付決定後にご案内をする手引き等をご確認ください。ただし、例外的に委託費のうち着手金を支出する場合は、委託先からの実績報告・検収より前の支払いであっても当該経費を補助対象経費とします。

- ④ 補助金実績報告書作成費用や確定検査等を受けるための費用は補助対象経費となりませんのでご注意ください。金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は補助対象経費とはなりません(振込手数料を取引先が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を補助対象とします)。
- ⑤ 補助対象経費の支払いは、補助事業者名義による「補助事業者の口座からの銀行振込」または「クレジットカード 1 回払い」のみ対象となります。必ず補助事業者名義の口座から支払を実施してください。以下の支払い方法についても、補助対象経費となりませんのでご注意ください。
- ア) 口座から現金を引き出しての振込(手形及び小切手も含む)
- イ) 相手方への現金での支払い
- ウ) 旅費等の立替払いで補助事業期間中に経理処理を終えていないもの
- エ) 仮想通貨での支払い
- オ) キャッシュレスサービスでの支払い(PayPay、Suica 等)
- ⑥ 海外出張等については、円建てで契約等していただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合は、支払い時の為替レート(クレジットカードでの支払いの場合は、カード会社が発行する「カードご利用代金明細書」に記載されたレート)を適用することになります。支払日当日のレート(適用レート TTS)を証する書類を整備してください。
- また、当該契約等については、日本語版をご用意いただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合には、当該契約等の概要を日本語で作成したものをご用意ください。
- ⑦ 補助対象経費からは、消費税額及び地方消費税額を減額する必要があります。
- ⑧ 源泉徴収を行う必要のある経費については、当該処理(補助対象者において預り金処理又は税務署への納付等)を示す資料を整理してください。
- ⑨ 補助対象経費の算出過程において 1 円未満の端数が生じる場合は、切捨てによる経費計上となります。
- ⑩ 補助対象経費は、1 件(案件・発注)50 万円以上(税抜)の支払いを要するもの(注 1)については、原則として 2 者以上から見積(相見積)を取得することが必須となり、相見積の中で最低価格を提示した者を選定してください。(注 2)
- なお、1 件 50 万円未満でも、可能な範囲で相見積を取るようにしてください(1 件 50 万円未満の場合においても、1 社からの見積は必須となります。)

(注 1)「外注費」、「委託費」、「システム利用料」及び「保険料」については、1 件 50 万円未満の場合においても、原則として相見積を取得することが必須となります。

(注 2) 相見積の取得が不要な場合は、「補足: 相見積取得が不要な条件」に記載されている条件に該当する場合のみであり、該当しない場合は相見積の取得が必須になります。また、「選定理由

書」及び「関与専門家選定理由書」は、提出することで必ずしも相見積の代替として認められるものではなく、「補足：相見積取得が不要な条件」に記載されている条件以外の選定理由は認められません。

※ 見積書は、発行者、見積金額（申請経費の内訳記載）、業務受託期間、受託業務の範囲、その他見積の前提条件の記載があるものに限られます。

各経費に関しては、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）を参照する必要があります。

(3) 補助対象経費の内容及び注意事項

補助対象経費となる各経費費目について、内容と注意事項等を説明します。

以下は例示になりますが、最終的には補助事業期間終了後の実績報告で提出される書類を確定検査した結果、対象か対象外かを判断します。

補助対象となる経費、補助対象とならない経費の主なもの（例示）	
I. 事業統合投資類型(事業費)	
(1) 設備費	
【対象となる経費】	
➤	M&A(事業再編・事業統合等)後の統合効果の最大化(以下、「同目的」という。)に向けた国内の店舗・事務所等の新築工事、増築工事、改築工事、外構工事、外装工事・内装工事費用
➤	同目的に向けて国内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
➤	同目的に向けた特定業務用のソフトウェア導入費用(購入による調達に限る。システム開発等、業務委託を伴う場合は外注費又は委託費での申請を行うこと)
※	設備については、取得して調達した新築工事、増築工事、改築工事、外構工事、外装工事・内装工事及び設備で単価 50 万円(税抜)以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局への承認手続を行う義務があります。取得せずに、リース・レンタルで調達した場合は当該の義務はありません。
※	リース・レンタルの場合、リース・レンタル期間を基にした補助事業期間分で、補助事業期間内に支払った分のみが対象となります。
※	設備費については、品目1件に対し20万円以上(税抜き)の設備のみが申請可能な補助対象経費となります。
【対象とならない経費の一部】	
➤	金型
➤	DIY 工事設備材料費
➤	消耗品(対象外)
➤	例)事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代、包装紙等
➤	宿泊施設・飲食店等で使用する調理器具(鍋・包丁等)、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン、ユニフォーム等
➤	中古品購入費
➤	不動産の購入費

【対象とならない経費の一部】

- 道路運送車両法に規定される自動車の購入費(リース・レンタルは、対象)
- 汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
例) パソコン(デスクトップ、モバイル共)、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの
- 海外の店舗・事務所の新築工事、増築工事、改築工事、外構工事、外装工事・内装工事費用
- 海外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- 既に借用している物等の交付決定日より前に支払った賃借料(リース・レンタル料等)
- 一般事務用ソフトウェアの購入費、一般事務用ライセンス費用
- リース機器等の契約名義変更等にもなう精算解約金等
- 売上原価、製造原価の対象となるもの
例) レンタル業におけるレンタル品購入費やメンテナンス・保管費用、商品デザイン、商品パッケージデザイン、商品開発費
- 自動車等車両の修理費・車検費用

＜注意事項＞

- 事業承継・M&A における資産等の譲渡費用は対象となりません。
- 取得した設備(工事分含む)は補助対象事業のみに使用しなければなりません。そのため、現物を他の設備等と明確に区別(見える位置に令和 6 年度 事業承継・M&A 補助金の対象設備であることを明示したシールを貼付等。シール貼付できない場合には事務所等にその旨を記載した書面を掲示)し、補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意してください。
- 他事業との混同や私的使用が無いよう細心の注意を払ってください。
- 1 件(案件・発注)50 万円以上(税抜)の支払を要するものの選定に当たっては、原則として 2 者以上から見積をとることが必須となり、相見積の中で最低価格を提示した者を選定してください。
- 建設業法に適用される工事については、必ず請負契約書(発注書と請書による請負契約を含む)を取り交わして工事を行ってください。
- 単価 50 万円以上の取得財産がある場合は、補助事業期間完了後の実績報告では取得財産等管理明細表(指定様式)を入力していただくことになります。
- 補助事業により整備した施設等の財産に対して、根抵当権の設定を行うことは認められません。建物の建設予定地に根抵当権が設定され「追加担保差入条項」が設定されている場合には、補助事業により新築、改修等を行う建物に対して新たに根抵当権が設定されることとなり、補助事業として遵守すべき事項に違反が生じます。このため、補助事業の遂行にあたっては、権利者である金融機関等により建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除についての同意を得る必要があります。

(2) 外注費

外注費とは業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬が発生する契約形態の場合を指します。

【対象となる経費】

- 補助対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費
システム導入に係る外注費 等
- ※ 外注先の選定に当たっては、原則として 2 者以上から見積をとることが必須となり、相見積の中で最低価格を提示した者を選定してください(1 件 50 万円未満の場合においても、原則として相見積を取得することが必須となります)。
- ※ 補助事業期間中に請負契約の締結が必要です。
- ※ 「請負」とは、業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬が発生する契約形態を指します。

【対象とならない経費の一部】

- **Web サイトの新規制作・更新等に係る費用**
- 販売用商品(有償で貸与するものを含む)の製造及び開発の外注に係る全部又は一部の費用(パッケージデザインを含む)
- 求人広告等
- 団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
- 経営者及び従業員等のスキルアップ、能力開発のための研修に係る費用
- 売上原価、製造原価の対象となるもの
- 例) レンタル業におけるレンタル品購入費やメンテナンス・保管費用、商品デザイン、商品パッケージデザイン、商品開発費
- 例) ゲーム・コンテンツ・機能を WEB 等で提供し、それを利用する顧客へのサービスの提供・課金
が WEB 等で完結する WEB サイト等の製作を外注する経費

<注意事項>

外注内容、金額等が明記された契約書を締結し、外注する側である補助対象者に利用権等が帰属する必要があります。

(3) 委託費

委託費とは業務の遂行が義務であり、結果責任を負わず業務受託者の裁量が許される契約形態を指します。

【対象となる経費】

- 補助対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費

【対象とならない経費の一部】

- FA 業務・仲介業務手数料、デュー・ディリジェンス(DD)費用等の M&A 成約に向けた業務委託費用
- 委託費のうち、PMI 時に専門家(注1)に支払う経費
(注1) 具体的には中小企業と PMI 業務に係る契約(契約の名称や形態を問わない。)を締結する者とし、PMI に係る総合的な支援を行う者、又は領域別 PMI に係る専門家業務を行う者とする。
- 統合等に係る説明会の開催や個別面談の実施、主要な取引先への対応(M&A に関する説明、継続的なコミュニケーション)、主要な取引先以外への対応(M&A に関する説明、継続的なコミュニケーション)など、信頼関係構築に関わる専門家支援費用
- 対象士業との顧問契約の範囲内での対応など、明確に費用用途が特定できない費用

➤

<注意事項>

- 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助対象者に利用権等が帰属する必要があります。なお、実績報告時に当該契約書を提出する必要があります。
- 委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必須となり、相見積の中で最低価格を提示した者を選定してください(1件50万円未満の場合においても、原則として相見積を取得することが必須となります)。
- 1 社から複数業務の見積を取得する際は、各費用形態別の金額がわかる見積にする必要があります(例:成功報酬 X 円、価値算定費用 X 円、デュー・ディリジェンス費用 X 円)。複数の費用形態を合計した見積金額のみの場合については、同条件の見積が無いと相見積未取得と判断されますのでご注意ください(例:成功報酬、価値算定費用、デュー・ディリジェンス費用、合計 X 円)。
- 相見積取得時に、明らかに業務外の専門家・業者に見積を依頼している場合は、見積として認められません。

補助対象となる経費、補助対象とならない経費の主なもの（例示）

【廃業費】

(1) 廃業支援費

【対象となる経費】

- 事業の廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士・行政書士に支払う申請資料作成経費
- ※ 解散登記、清算人・代表清算人選任登記、清算終了登記、解散・清算に伴い必要となる定款変更その他解散・清算に必要となる登記に係る登記申請手続きのみ対象となります。
- ※ 上記の申請資料作成経費内に下記【対象とならない経費の一部】が含まれている場合は、除外してください。

【対象とならない経費の一部】

- 登記事項変更等に係る登録免許税
- 定款認証料、収入印紙代
- その他官公署に対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
- 本補助金に関する書類作成代行費用

＜注意事項＞

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間中に締結し、当該契約書を提出する必要があります。

(2) 在庫処分費（自己所有物）

【対象となる経費】

- 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業における商品在庫について、専門業者等を利用して処分するために支払われる経費
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 処分及び支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 商品在庫を売って対価を得る場合の処分費
- ※ 対価にはキックバックも含まれます。
- 海外在庫

＜注意事項＞

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間中に締結し、当該契約書を提出する必要があります。

(3) 解体費（自己所有物）

【対象となる経費】

- 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業において所有していた建物・設備機器等を解体する際に支払われる経費
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 解体及び支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 消耗品の処分費
- 海外で使用していたもの

＜注意事項＞

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結し、当該契約書を提出する必要があります。
- 補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意してください。

(4) 原状回復費 (借用物)

【対象となる経費】

- 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業において借りていた土地や建物、設備機器等を返却する際に、修理して原状回復する為に支払われる経費
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 原状回復及び支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 自己所有物の修繕費
- 原状回復の必要が無い、賃貸借物件及び設備機器等
- 海外で使用していたもの
- 賃貸借契約が締結されていない物件やレンタル契約が締結されていない設備等

< 注意事項 >

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結し、当該契約書を提出する必要があります。
- 補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意してください。

(5) リースの解約費

【対象となる経費】

- リースの解約に伴う解約金・違約金

【対象とならない経費の一部】

- ファイナンスリース取引の解約に伴う解約金・違約金
- リース資産の売買に係る費用

(6) 移転・移設費

【対象となる経費】

- 既存事業の廃止・集約を伴う場合に、効率化のため設備・機械等を移転・移設するために支払われる経費(リース会社が移設する費用を含む)
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 移転・移設、支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 補助対象事業に直接関係のない機械装置の移転・移設費用
- 海外で使用する(していた)設備・機械等の移転・移設費用
- 海外で使用していたもの
- 賃貸借契約が締結されていない物件やレンタル契約が締結されていない設備等

< 注意事項 >

- ※ 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結し、当該契約書を提出する必要があります。
- ※ 補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意してください。

補足: 相見積取得が不要な条件

本補助金の請求にあたっては、補助対象経費は原則として 2 者以上の相見積の取得が必須となります。例外として、下記に相見積取得が不要な条件を記載いたします。

※ 相見積取得が不要な条件①②に該当しない場合は、相見積の取得が必須になります。また、「選定理由書」及び「関与専門家選定理由書」は、提出することで必ずしも相見積の代替として認められるものではありません。

※ 相見積取得が不要な場合においても、選定先 1 社からの見積取得は必須になります。

※ 明らかに業務外の専門家・業者に見積を依頼している場合は見積として認められません。

- 条件①: 補助対象経費において、選定先以外の 2 者以上に見積を依頼したが、全ての専門家・業者から見積を作成できないと断られた場合
 - 2 者以上の専門家・業者から見積を断られた事が確認できる書面(電子メールの写し等)の添付が必須となります。
- 条件②: 対象となる設備等の統合において、承継者の仕様・規格等との統一の観点から複数の購入先での検討が困難と判断される場合
 - 上記に該当する場合には、対象製品・サービスの提供者が日本で 1 社しかない等、他社への発注が困難であることが客観的に証明できる証憑を提出すること
 - ・ 選定先が日本での独占販売権を保有しており、選定先以外から購入できないため
 - ・ 選定先が特許を保有しており、選定先以外は提供できないため
 - ・ システム等の仕様のカスタマイズ作業を実施されており、自社仕様を他社に発注することが不可能であるため
 - 上記事由を記載した選定理由書に加えて、当該業者との契約状況が確認できる証憑(契約書、使用状況がわかる写真等)を提出すること

改訂履歴

改訂日	Ver	ページ	内容

※ 誤字・脱字など、申請に直接影響しないと判断した修正については、掲載いたしません。

お問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

事業承継・M&A 補助金事務局
(PMI 推進枠・事業統合投資類型)

050-3192-6228

お問い合わせ受付時間: 10:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日を除く)

※ 電話番号はお間違えのないようにお願いいたします

※お問合せ内容に対するコールセンターの回答は、採択結果や補助事業後の審査結果を
確約するものではありません。必ず最終的には事業者の責任・判断のもと、交付申請手
続きや補助事業、実績報告等を実施してください